

地球にやさしいまちづくり協議会設置要綱

(目的)

第1条 函館市において総合的、長期的に環境保全施策を推進し、もって地球にやさしいまちづくりを実現するため、関係部局で構成する協議会を設置し、市の環境行政の諸課題について協議、検討を図る。

(協議、検討事項)

第2条 協議会においては、次の各号に掲げる事項について、協議、検討を行うものとする。

- (1) 環境基本条例の制定と環境基本計画の策定に関すること
- (2) 環境行政の諸課題、環境保全対策に係る連絡調整

(組織)

第3条 協議会の委員は別表1に掲げる関係部長等をもってあて、会長および副会長を置く。

- 2 会長は環境部を担任する副市長、副会長は他の副市長をもってあてる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長は、協議会を招集し、その議長となる。
- 5 副会長は、会長を補佐し会長に事故あるときは、その職務を代行する。
- 6 協議会の円滑な運営を補助するため、幹事会を置くものとする。
- 7 幹事会の委員は別表1に掲げる関係課長等をもってあて、幹事長を置く。
- 8 幹事長は、会長が指名する者をもってあてる。
- 9 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見または説明を聞くことができる。

(庶務)

第4条 協議会の庶務は、環境部において処理する。

(雑則)

第5条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、平成15年7月19日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年6月30日から施行する。

別表 1

部局名	協議会委員	幹事会委員
	副市長	
企画部	企画部長	企画管理課長
総務部	総務部長	総務課長
財務部	財務部長	管理課長
市民部	市民部長	市民・男女共同参画課長
保健福祉部	保健福祉部長	管理課長
子ども未来部	子ども未来部長	子ども企画課長
環境部	環境部長	環境部次長(幹事長) 環境総務課長 環境推進課長 環境対策課長 清掃事業課長 日乃出クリーンセンター所長 施設整備担当課長 埋立処分場長
経済部	経済部長	経済企画課長
観光部	観光部長	観光企画課長
農林水産部	農林水産部長	企画調整課長
土木部	土木部長	管理課長
都市建設部	都市建設部長	まちづくり景観課長
港湾空港部	港湾空港部長	管理課長
戸井支所	戸井支所長	地域振興課長
恵山支所	恵山支所長	地域振興課長
榎法華支所	榎法華支所長	地域振興課長
南茅部支所	南茅部支所長	地域振興課長
教育委員会	生涯学習部長	管理課長
企業局	管理部長	総務課長